## 富山県立大学障害学生等支援会議設置要領

平成27年4月1日制定

(目的)

第1条 この要領は、富山県立大学における障害のある学生等の支援に関する要綱第3条第2項に基づき、支援会議の組織及び運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

- 第2条 支援会議は、次に掲げる事項を協議する。
  - (1) 障害学生等の支援のための基本的な対応方針に関すること。
  - (2) 障害学生等の支援のための連絡調整に関すること。
  - (3) 障害学生等の教育及び学生生活に係る指導・助言に関すること。
  - (4) その他障害学生等の支援に関し必要な事項 (組織)
- 第3条 支援会議は、座長及び委員をもって組織する。
- 2 座長は、学生部長をもって充てる。
- 3 委員は、次に掲げる職員のうちから協議する案件ごとに座長が指名する。
  - (1)各学部の学部長
  - (2) 工学部·工学研究科教務委員会委員長
  - (3)看護学部教務委員会委員長
  - (4)教養教育センター長
  - (5) 看護学科長
  - (6) 看護学生科長
  - (7)所属学科等の(障害学生等が志望又は所属する学科又は専攻をいう。 以下この条において同じ。)の主任教授
  - (8) 所属学科等の教務委員(1人)
  - (9) 所属学科等の学生委員
  - (10)事務局長

(運営)

- 第4条 座長は、支援会議を招集する。
- 2 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名した委員がその職務 を代行する。

(委員以外の者の出席)

第5条 座長は、必要があると認める場合には、委員以外の者を出席させ、 その意見を求めることができる。 (事務)

第6条 支援会議の事務は、事務局教務課において処理する。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、障害学生等の支援のために必要な 事項は、支援会議が別に定める。

附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。